

用途等の変更をする使用過程車等 は事前書面審査が必要です

令和7年10月1日から、新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受検する自動車※1のうち、用途・乗車定員・車両総重量・自動車の種別等を変更するもの※2については、新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に実施し現車審査時間の短縮が図れるよう、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の変更内容などを記載した新規検査等届出書を提出いただき、受理した届出書の事前書面審査が受検日の前日までに終了したものに限り現車審査を実施することになりますので、お知らせします。

※1:対象となる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く)

- ① 使用の過程にある自動車（一時抹消登録を受けた自動車又は自動車検査証が返納された自動車を含む。）
- ② 自動車予備検査証の交付を受けた自動車

※2:対象となる変更内容

- ① 用途・乗車定員・車両総重量の組み合わせについて、次の区分を移行するもの（アからエに移行する指定自動車等（乗車定員が9人以下の乗用自動車として認証を受けたものに限る。）及び認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。）
 - ア 乗車定員が9人以下の乗用自動車
 - イ 乗車定員が10人以上かつ車両総重量が5トン以下の乗用自動車
 - ウ 乗車定員が10人以上かつ車両総重量が5トンを超える乗用自動車
 - エ 車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車
 - オ 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の貨物自動車
 - カ 車両総重量が12トンを超える貨物自動車※「乗用自動車」「貨物自動車」には、派生した特種用途自動車を含む。
- ② 乗車定員について、次の区分を移行するもの（認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。）
 - ア 11人以上
 - イ 10人
- ③ 自動車の種別について、次のいずれかの変更をするもの（認証を受けたときの種別に変更する指定自動車等を除く。）
 - ア 普通から小型に変更（貨物自動車に限る。）
 - イ 軽から普通又は小型に変更
 - ウ 普通又は小型から軽に変更
- ④ 前1軸後1軸の第五輪荷重を有する牽引自動車の後軸重について、10トン以下から10トンを超え11.5トン以下に変更するもの（後軸重10トンを超え11.5トン以下として認証を受けた指定自動車等を除く。）

※ 届出時に必要な添付資料や記載方法などの詳細については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご参照ください。